

2020年4月8日
株式会社 山梨中央銀行

緊急事態宣言発令に伴う対応について

株式会社山梨中央銀行（頭取 関 光良）は、4月7日（火）の政府による「緊急事態宣言」発令に伴い、4月8日（水）から当面の間、下記の対応を実施いたします。

お客さまにはご不便をお掛けいたしますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後、政府や自治体の方針に変更等があった場合は、都度適切な対応を行ってまいります。

記

1. 営業日時

(1) 山梨県内店舗（75か店）

感染防止対策を十分に行い、通常通りの営業を行います。

(2) 東京都内・神奈川県内店舗（17か店、1法人営業所）

全ての店舗での営業を実施いたします。ただし、通勤時の感染リスクを考慮する中、各店の状況に応じて在宅勤務や自宅待機等を随時実施いたします。

(3) ライフスクエア・ローンスクエア併設店舗（上記17か店の内、4か店）

八王子支店、立川支店、東村山支店、相模原支店の土・日曜日の営業を休止いたします。

休止期間は、4月11日（土）～5月2日（土）です。

これに伴い、当該スクエアにおける休日相談窓口につきましても休止させていただきます。

2. 営業活動

(1) 渉外活動

外訪活動は極力控え、訪問させていただく際は、電話等にて事前にお客さまのご承諾を得ることといたします。なお、訪問の際は、予防対策を万全に行い、マスク着用を必須といたします。

お客さまの事業継続資金や個人ローン等の各種ご相談に対しましては、電話等によりまして、従来以上に手厚い受付態勢を整備いたします。

(2) 店頭営業

来店誘致の活動は当面実施いたしません。お客さまの来店時および退店時には、アルコール消毒のお声掛けを徹底させていただきます。

なお、全営業店において、平日の「新型コロナウイルス・金融円滑化ご相談窓口」を、また、山梨県内の各ローンスクエア・ライフスクエアにおいて「休日相談窓口」を設置しております。

3. 職員の行動

海外への渡航は自粛いたします。また、国内における不要不急の外出は極力控えるほか、政府からの緊急事態宣言、自治体からの要請等に応える対応や行動をとります。

感染予防対策（うがい、手洗い・アルコール消毒、咳エチケット、マスク着用）の厳正な実施を継続いたします。

4. 本件に関するお客さまからのお問い合わせ先

山梨中銀ダイレクトマーケティングセンター

[電 話] 0120-201862 照会コード「9」

[受付時間] 平日 9:00～17:00 (ただし、祝日、12/31～1/3は除きます)

以上